

3月議会で可決されました

## 住民投票条例が 制定されました

～投票総数が投票資格者数の  
2分の1以上の場合に投票成立～

市政運営上、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある案件について、市民に直接その意思を問うことのできる住民投票に関する条例案が3月議会で可決されました。投票資格者は「市長選挙，市議会議員選挙の選挙権を有する者」と「3ヶ月以上市内に在住する20歳以上の永住外国人のうち投票資格者名簿への登録を申請し、登録された人」で、投票が行われた場合の投票の成立要件として「投票総数が投票資格者数の2分の1以上」と定めています。施行日は7月1日からです。なお、県内では旧岩国市に続いて2例目となります。（3月に合併した新岩国市においては未制定です。）

【問い合わせ先】 総務課（☎82-1121）



## 市の例規集が 市のホームページから 閲覧可能になりました

～「開かれた行政」の充実を図ります～

山陽小野田市の条例，規則，訓令など，約560の例規が市のホームページから閲覧できるようになりました。

今のところ，昨年12月議会で可決された条例まで掲載されていますが，今後も条例改正に合わせて随時更新していきます。

利便性を図るため，五十音順での目次検索も用意しました。幅広い用途にご利用ください。

【問い合わせ先】 総務課（☎82-1121）

## さわやかなまちづくり①

環境課 ☎82・1143 環境衛生センター ☎83・3651



### 空ビンの出し方について

空ビンは中を軽く水ですすぎ，キャップを外して，色ごと（透明，茶，その他）に分けて専用のかごに出してください。ラベルはそのまま構いません。対象となるのは飲食物用の空ビンで，化粧ビン，コップ，陶器，金属製のキャップなどは「燃やせないごみ（小野田地区）」，「粗大ごみ（山陽地区）」として出してください。